

主題 [平和を実現する人々は幸いである] マタイによる福音書5章9節
基本方針 イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する
組織の課題 若い会員を増やし、意志決定機関に25%以上の若い会員を入れる
運動の課題 1.憲法改憲を阻止し、第9条を世界平和の礎にする
2.「核」廃絶と、自然エネルギー活用の運動を推進する
3.子どもの権利を守る
4.女性への暴力の問題に取り組む

YWCA 11

NOV. 2006

発行所 日本キリスト教女子青年会
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8
Tel. 03-3264-0661
E-mail. office-japan@ywca.or.jp
編集発行人 青木恵子
振替 00170-7-23723 (毎月1日発行)
定価1部 150円
年間購読料2,200円 (送料込)
www.ywca.or.jp

神戸 YWCA

今、考えておきたい！

神戸YWCAの現代史勉強会「いもづる」の今年度のテーマは「今、考えておきたい！」。9月は「小泉「構造改革」と私たちの暮らしー貧困化と格差不安、そして戦争」をテーマに、講師の池田清さん（下関市立大学）のお話を聞きながら共に考えた。若い人が夢を描けない社会、格差社会の固定化は、アメリカの新自由主義をまじし、市場競争の渦のなかにはますます人々をおいやる政策のせいである。これでは政府が、構造的暴力を国民に対し排出し続けていることになる。その原因は、何か。岸信介が東条内閣の商工大臣でA級戦犯容疑者であるにもかかわらず戦後に首相になられたのは、アメリカ政府による日本政治に対する戦略の一環であった。永田町の「先生方」は、この呪縛をいまだに解くことがで

11月のテーマは「戦後史の転換期をどう切り開くか」である。音谷健郎さん（元朝日新聞記者）を囲んで、参加者による活発な意見交換を期待している。

長崎 YWCA

歴史に生きて 女たちとの出会い

長崎YWCAの歴史講座が誕生して今年で10年目を迎えます。この講座を開催する土台となったのは長崎YWCAの社会問題研究会でした。当初からこの研究会の講師は女性史研究家の葛西よう子さんが担当し、歴史講座も引続き担当されています。葛西さんのお話は時に応じて自在で、聞く人たちがパワフルをもらっています。2006年前期の歴史講座は、4月の「佐多稲子」「樹影」のかかれた長崎と中国一から始まり、葛西さんの専門でもある「明治期」新聞報道された長崎時代の徳川時代に至る迄、幾

私たちはまさに「あの戦争を美化する」勢力の激しい揺り戻しにあっていて。学ぶことで冷静に過去を見据え、若い人たちに確かな未来を託したい。

夫や恋人との関係に悩む 女性のためのプログラム

～コントロール関係を学ぶ～

大阪 YWCA

大阪YWCAでは、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害女性の支援のひとつとして2002年度からDV被害女性を対象としたサポートグループを開始しました。その後、紆余曲折を経て2004年度からは夫婦・恋・等との関係に悩む女性のための、心理的知識の学習を盛り込んだプログラムとして定着し、現在に至っています。関係に関する心理的知識とは、具体的にはパートナーとの関係における不健全な関係性と健全な関係性の違いについての知識を指します。健全なパートナーとコントロール側が固定していません。それに対し、コントロール

ルする側・される側が固定化してしまつた関係ではさまざまな問題が生じます。DVはパートナー間における不健全な関係性の結果として生じるものであるため、本プログラムの参加者には、意識的にそれぞれの関係性を健全化させる力を習得してもらうことを目的とし、前述のような学習を盛り込んでいます。プログラム参加者は、パートナーとの問題だけでなく、自身の悩みの原因について洞察を得、不安や恐怖を度々に控えることができる自分へ成長していきます。つまり、本プログラムではパートナーとの関係を健全な形にすることを第

一目的にしていますが、それだけでなく参加者の自己の成長を促すという効果もあります。プログラムが進むにつれて、パートナーとの関係だけでなく、子どもとの関係、親との関係、地域の人との関係においても不自由が軽減されていきます。今後、一人でも多くの女性が自由で生きられるよう、本プログラムを実施し続けていきたいと考えています。

大阪YWCA会員・臨床心理士 井ノ崎敦子

世界YWCA/YMCA合同祈禱週 2006年11月12日～18日

生き方を変え コミュニティを変革する

世界YWCA/YMCA合同祈禱週は、100カ国以上のYWCA/YMCA会員が、一つのテーマについて折り、行動する機会として、毎年11月第3週に与られます。

両会長からのメッセージ

親愛なる姉妹・兄弟へ

人はコミュニティ（共同体）で生きようとして創られています。私たちはビジョンと目的を分かち合い、帰属意識をもって集まります。個人主義・自分中心の時代において、コミュニティで生きることが容易ではありません。けれども、現実的な生活においても、霊的な生活においても、制約なくありのままに互いを分かち合い、まわりの人たちの生活を大切に、心づかいを受け入れて互いに身を寄せ合うなら、世界は変わりうるかもしれません。

世界YMCA同盟と世界YWCAはともに、2006年と2007年の総会のために、コミュニティというテーマに焦点をあててきました。世界YMCA同盟の第16回総会（2006年7月10日～15日）は、「ウプトゥ：いのちと平和のためにともに励む」というテーマのもとに、南アフリカのダーバンで開催されました。「ウプトゥ」とは、「みんながいて、私がある」という意味のズールー語で、他の人たちとの関係のなかで「私」を定義するものです。コミュニティに何を与えるかによってその人のアイデンティティが決まる、ということです。総会は、YMCA運動がウプトゥの精神にもとづき、争いや不正義を遠ざけ、いのちと平和に向けて、ともに働きをなそうと促すものとなりました。

世界YWCAは、2007年7月1日から11日まで、ケニアのナイロビで第25回総会を開催します。「生活を変革し、コミュニティを変革する」をテーマに、YWCAのグローバルな運動が世界の人のびとの生きかたやコミュニティに与える影響力を検証・定義することに焦点が置かれます。HIV/AIDS・貧困・暴力など、人類が直面する深刻な課題に対して、女性や少女がリーダーシップを発揮できるよう、開催地アフリカの経験を生かすことになるでしょう。

生き方を変革することが、山を動かし、人びとを動かし、コミュニティを動かすことによつてつながるのか。今年の合同祈禱週ブックレットは、世界のYWCAとYMCAが聖書の学びを通して、考えを深めることを目的としています。コミュニティに変革をもたらす働きを導くために、私たちは聖書から何を学ぶことができるのでしょうか？ YWCA/YMCAに変化を生み出す努力を駆りたてるような、精神的なビジョンはなんなのでしょうか？

祈りと黙想のために集まるにあたって、いのちであり、いつくしみであり、愛である神が、一人ひとりにコミュニティの一員としての私たちに、恵みをお与えくださいますように。

世界YWCA 会長 モニカ・ゼツェ
世界YMCA同盟 会長 シーザー・モレバチ

(訳・行本尚史)

北朝鮮の核実験に対する抗議及び対話による平和的解決を求める声明

日本YWCAは朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）政府が発表した10月9日の核実験実施に対して強く抗議します。これは東北アジアのみならず、世界全体の平和と安全に対する深刻な脅威です。

日本YWCAは1970年以来、世界の人々と平和の内に共存するためにあらゆる核実験の中止と核兵器・放射能兵器の廃絶を求めて活動を続けています。毎年8月には「ひろしまを考える旅」を実施して原爆投下の惨状について学び、今なお続く被爆者の苦しみや悩みを知り、核兵器は二度と使われてはならないと考えています。また、近隣国のNGOとのネットワークを生かして、東北アジアの平和の実現に向けて努力すると共に、東北アジアの非核地帯構想を支持しています。

日本YWCAは北朝鮮政府が6カ国協議の場にもどつて対話による平和的解決をめざし、今後核実験や核兵器開発の一切を中止し、放棄することを求めます。また、関係各国及び日本政府には対話による平和的解決と朝鮮半島の非核化をめざし、2005年9月の6カ国共同声明に基づく包括的解決、つまり北朝鮮が核を放棄すると共に、安全の保証、国交正常化、経済協力などの問題に対して柔軟に対応することを求めます。

2006年10月14日
日本YWCA
会長 青木 恵子
総幹事 川端 国世

全国総会は今月開催されます

日程：11月24日（金）～26日（日）
会場：国立オリンピック記念青少年総合センター（2～3面に関連記事掲載）

共謀罪法案は「強暴」である 馬上貴美子
昨今の世の中の動きは、平和を求めている私たちの思いとは逆の方向に向かっていきます。選挙のたびに現行憲法を維持していこうとする勢力は、議席を大きく後退させています。代わつて憲法改悪を声高に主張し、それを実効あるものにするため、教習基本法改悪・国民投票法案制定・防衛庁の防衛資格等を目論む流れはほとんど勢いを増しています。

そして、その一連の流れの中に「共謀罪法案」が位置付けられます。政府は、テロ対策のための国際組織犯罪防止条約（国連条約）批准には共謀罪が必要と説明してきましたが、ここに来てその根拠が揺らいでいます。日本弁護士連合会も国連作成の立法ガイドを精査した上で「共謀罪は不要」との意見書を法務省に提出しました。そもそも、この「国際組織犯罪防止条約」は、テロ・麻薬取引・人身売買などの国際的（越境的）な犯罪の捜査協力を促すものです。しかし、共謀罪法案には、国際性・越境性の要件は規定されていません！そして重大犯罪に限定されるものではなく、実に60を超える犯罪が対象とされ、「共謀」という犯罪実行の前段階での処罰を可能にしています。つまり犯罪を準備したり実行したりする前の共謀が罰せられ、時には未遂・既遂よりも重い罪が科せられる場合もあります。また、この条約は団体を犯罪組織に限定していますが、日本の法案にはその規定がなく拡大解釈が可能であり、労働組合・市民団体・宗教団体等も対象とすることができまます。そして、具体的な運用基準が規定されていないための濫用が懸念されます。このように、「強暴」に私たちを服従させ、基本的権を大きく侵害するこの共謀罪法案に徹底的に反対する意思を示す行動をしていきましょう。

(名古屋YWCA会長)

「憲法九条を世界遺産に」

本田光・中沢新一 著 集英社新書 660円

「憲法九条を世界遺産に」

本の紹介

人気お笑い芸人でありながら、メディアで政治や平和の問題に向つて向かふつかつては「爆笑問題」の太田光と文化人類学者の中沢新一によるこの対談集は、既に20万部以上売れているという。インパクトのあるタイトルと、「平和憲法は世界の珍品、突然変異の奇跡」「九条はある意味人間の限界を超える挑戦、それでも挑戦していく意味がある」など太田さん特有のアプローチは、従来の護憲とは異なるセンスで今の安易な改憲の風潮に待たせかけている。

「ひろしまを考える旅」ロゴ募集

「ひろしまを考える旅」の顔として、広報に使うロゴです。ロゴが採用された方には広島直送のおいしい贈り物をご用意しています。素敵なアイデアをお待ちしています。締切り：2006年12月末日
コンセプト：平和 世界 非暴力
詳細は日本YWCA（担当：東）までお問合せください。

あとがき

いわゆる「君が代」訴訟に対し、都教育委員会の通達を違憲・違法と断じた判決は、久々の喜びと励ましを与えた▼しかし、先ずそれらを覆そうとする新政権が歩み出した▼緊迫した近隣諸国との平和構築にこそ高い理想を託し、現実を振り所として力を尽くしてほしい▼一方新しい総会期を前に、私たちは使命を確認し、目標を定め、さらに組織の形を整え直す必要に迫られている▼一人ひとりを自覚めさせ、育て、生かすビジョンを語り合う総会でありたい。(KT)

「わかざる学習会」なるものが昨年度より神戸YWCA平和基盤委員会に誕生。うれしいニュースである。神戸YWCA 小谷美智子

ジュネーブ便り 世界YWCAインターン記④

一所変われば、募金活動も違う



9月末、ユニークな募金活動に参加しました。それは、走つた分・歩いた分だけ、募金が集まるといふもので。仕組みは、①イベント当日までに「1kmあたり、いくら募金します」という確約を集める ②当日、確約金の合算を受け出し、2時間のどかな散策コースを走るまた

は歩く ③終了後、走行・歩行距離が示された証明書を受け取る ④後日、確約者から募金を回収し、実行団体の所定の口座に振り込む。

この大会は、スイスYMCA & YWCA内の「ユニーク」という募金団体が主催したもので、この日の参加者は21人、収益金は約70万円です。世界Yがアフリカで展開するHIV/AIDS関連事業に使うため、この大会には、Aika II 写真右とIIという経理部の若手職員と一緒に参加し、各々13・8km歩きました。終了後、参加者のおじさんから「ただ走るのが好きでこの大会に参加したけど、それが誰かの役に立つというのは、とてもうれしいこと。プログラムを行っているYWCAには期待しています。頑張ってください」という、うれしい言葉を頂きました。アイデア一つで、懐も心も温まる募金活動。日本でもいかがですか。

(世界YWCAインターン 福岡由里子)

- 「協力ありがとうございます」
- 賛助費(以下敬称略)
- 中村秀雄 仁木美智子 大工原則子 由良善久子 湊島子 上村敬日子 西尾博 兼清和子 福田純子 小池久子 石川裕子 石井摩耶子 古川道子 江口世都 小南井恭仁子 JERANDUS ランティスハル 平和教養基金
- 長崎YWCA 中島美都子
- 東京YWCA 砂土原センター
- 東京YWCA 武蔵野センター
- 高田長海 安藤いつみ 京都YWCA
- 札幌YWCA 長崎YWCA
- 東京YWCA 朗読ホラテリアグループ一旅
- 東京YWCA 聖書と人間を考える会
- 仙台YWCA 仁木三智子
- 静岡YWCA 石井摩耶子
- 奈良YWCA 俣野尚子
- 大阪YWCA

日本YWCA全国総会に向けて

日本YWCA100周年を記念して、今年11月24日(金)～26日(日)、オリンピック記念青少年総合センターでの開催です。日本のYWCAの第2期開会。私たちがめぐる内外の状況を見れば、歩むべき道は平坦でないことは明らかです。私たちの歩みを確かめるのにするための大切な機会です。十分な準備をし、臨みたいものです。そのため、今総会のプログラムをお知らせします。

まず24日の午前中に、総会に先立ち、来年7月に予定されている、世界YWCA総会(於ケニア)出席予定者の準備の会が行われます。

総会は14時に、礼拝をもって開会し、議事I第28総会期の諸報告を行います。

夜には、今総会にお招きする中国YWCAからのゲスト、そして日本全国から集まったYWCAの仲間との交流会があります。

25日は日本YWCAの将来を考える重要な日となります。まず中国YWCA総幹事代行のジン・ウェイさんから「東北アジアの平和とYWCAの役割」についてメッセージを頂戴し、引き続き「東北アジアの平和の実現のために」シンポジウムを行う予定です。

午後は「日本YWCAのビジョン」についての協議I、さらに協議IIで、財団法人日本キリスト教女子青年会の公益法人制度改革への対応を取り上げます。

そして会則改正(中央委員定数の変更)後、初めての、会長・副会長・中央委員の選挙が行われます。これまでは手順の異なる部分がありますので、代議員の方はご注意ください。

夜は「第29総会期の運動展開のために」テーマ別のワークショップが計画されています。日本のYWCA2世紀目、この第29総会期の運動・活動・実りあるものとするため、何より平和を実現するために、日本YWCA、各地域YWCA、そして会員一人ひとりが何をすべきか、何ができるか、事を分けて検討する1日です。

最終日の26日は日曜礼拝の後(奨励者については交渉中)、協議IIにおいて日本YWCAビジョン案・第29総会期予算案・行事計画案が議されます。従来、全国総会に総会期予算が上程されてきましたが、公益法人会計基準の改正及び公益法人に関する法改正の結果、今回の予算案は大幅な補正を前提とした、暫定的なものとならざるを得ないでしょう。協議IIでも触れることになると思われますが、関連税法等まだ明確になっていない事柄があるためです。その点をご承知の上でご出席いただきたく思います。

新会長による閉会礼拝で総会は終了します。

同日午後から夜まで、新中央委員会が開かれ、理事・監事が改選されます。公益法人制度改革に対応する審判行為改正等にかかわる重大な任務を負った中央委員会です。全国総会とは別ではありますが、ぜひ祈りのうちにお覚えいただきたいと思っております。

第29回全国総会準備委員長 川戸れい子

非核・非暴力による平和構築を目指して

第29全国総会 日本YWCAビジョン案

日本YWCAの使命 (ミッション)
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する。
世界の人々と共に人権・平和・環境の問題に取り組む。

第29総会期主題案
平和を実現する人々は幸いである—マタイによる福音書5章9節

日本YWCAビジョン2015

- 非核・非暴力による平和を構築する。
 - 平和憲法をまもり、世界に広める。
 - 市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く。
 - 女性と子どもの権利をまもる。
 - パレスチナYWCAの活動を支援する。
- 若い女性のリーダーシップを養成する。

*このビジョン案は全国総会に提案されます。

第29総会期に向けて活動の方向性を定めるときを迎えています。公益法人制度改革への対応というチャレンジをしながら、100周年を越えたこれからの運動のビジョンを共有していこうとしています。

全国総会に提案する「平和を創り出すための「日本YWCAビジョン2015」」上表IIは、非暴力による平和を構築することと、それを担う人材を養成することの2つが柱です。

今、戦争や武力などで支配する論議がまかり通っています。私たちの目指す「共に生きる世界」は非暴力による問題解決という平和の文化です。「核」否定の思想は非暴力の思想と重なりませんが、核開発や核兵器などが広がる世界の状況が故にあって「非核・非暴力」と併記する必要があります。4つに絞って挙げました。

①改憲への動きが強まる状況にあって、平和憲法を守りながら運動をさらに強めていかなければなりません。一方、戦争や紛争・テロなど暴力の連鎖に対して、日本国憲法第9条の意義が世界的に認められてきています。国際NGOのネットワークを生かして9条の精神を積極的にアピールしていけると考えます。

②近隣の国々との政治的緊張が生じている今、東北アジア地域の平和のためには市民レベルでのコミュニケーションが大切です。

③女性や子どもの人権が確かに守られる社会にするために、ドメスティック・バイオレンスや子どもへの虐待などの「私的暴力」が家庭内の問題にとどまらず、戦争・軍隊・基地などの「公的暴力」と密接に関係があることの理解を深めつつ、さらに活動を進めなければなりません。

④ますます状況が深刻化している占領下のパレスチナにあって、自立を目指して活動するパレスチナYWCAの支援を、世界YWCAとともに、継続したいと思います。

YWCAが運動を広げるためには、何に取り組もうとしているのかを多くの人たちに知ってもらうことが大切です。私たちは社会的認知度を高めるために、情報公開をし、広報のあり方を検討してきました。わかり易さという点からも、「強調点」を「運動課題・組織課題」とし、さらに「ビジョン」へと変え、これまでも掲げてきた「基本方針」という表現は、議論の末「使命」に変更しました。YWCAが何をめざしているのかを知らせ、また活動が使命と合致しているかを常に振り返ることをより大切にしていこうと考えています。形を整えることが目的ではなく、なぜそうするのかという根拠をしっかりと押さえていなければならないと思います。

常任委員を直接選挙するやり方で初めての総会期を、YWCAの使命とビジョンの両方を見つめながら活発な活動が展開できるようにしていきます。日本YWCA会長 青木恵子

公益法人制度改革とYWCCA

政府が行政改革の一環として取り組んできた公益法人制度改革は、5月の国会で三つの新しい法律(一般社団・財団法人法、公益認定法、整備法)が成立、6月に公布され、いよいよ2008年中の施行に向けて、急ピッチで準備が進められている。制度改革の背景や新法の概要については、日本Y紙5月号に詳しいのでここでは省きますが、財団法人格を持つ日本YWCAと東京・大阪など8つの地域YWCAは、新しい法律に基づく法人に变身するための対応に迫られている。4月に発定した日本YWCA公益法人制度改革対応部会は、情報収集し地域Yで学習会を開催、そして11月に開催される全国総会に向けて方向性を打ち出すべく精力的に作業を行ってきた。

公益法人とは、民法34条に規定される社団法人・財団法人の二つをさしますが、新法施行後はこの民法の条文が削除されるので、このままでは財団法人としての法的根拠を失うこととなります。そこで5年の猶予期間が設けられ、その間に新法に基づく機関を設計し、定款を作成して行政庁に申請しなければなりません。そして公益財団法人

としての認定、あるいは一般財団法人としての認可、進則主義記をして初めに法的に認められた存在となります。

新しい法制下のひとつの目的は、「公益性」の基準を規定し、ある程度客観的に判断できるようにすることで、そして判断要件に従って公益性のある法人とそうでない法人を区別すること

とにあります。公益性の判断は、7人の民間人からなる「公益認定等委員会」(内閣府と各都道府県に設置)が行いますが、府県に設置が行い、公益認定された法人は、税制等の優遇措置を受け、なしと判断されれば、ほぼ一般法人(企業、並みに課税されること)になります。このように公益性の高い法人の運営を助けることによって、民間の力を強くし、

官から独立した自由な活動を振興し、チャリティ文化を育てようというのがねらいです。

YWCAの場合、創立当初より公益法人として「女性と少女の自立とエンパワメントを中心に、青少年の健全育成、異文化理解教育、平和運動・社会福祉活動等」を行ってきました。活動は非常に先駆的で、内容については公益性の認定いささかも不安はありませんが、純然たる民間法人として、行政からの補助金や助成金を受けない分、自ら活動資金を生み出さなくてはなら

ず、結果的に収益事業が肥大しているという現状があります。先述の公益性の判断には公益目的の事業費比率50%以上という要件もあり、賢明な対応が求められます。

今回大きく変わるのには、法人の運営体制です。現行の財団法人の場合、理事と監事だけが民法上定められた機関で、それ以外(たとえば評議員会や幹事委員会・会員総会等)は法人が任意に定めた機関です。これに対し新しい法律では、評議員会の設置が義務づけられ、しかもその評議員会が法人の重要事項を決定する最高意思決定機関として位置づけられています。これまでの諮問機関としての役割は大きく異なると、要注意です。評議員会の決定した計画に従って、理事が業務を行います。

理事会は、業務の執行に関わる決定機関となり、評議員会によって選任された代表理事と執行理事(いずれも役員報酬を受ける)一般理事で構成し、代表理事は、法人の代表権を持ちます。なお、理事や職員は評議員をかねることではできません。また、監事の権限が今までより強められ、理事の業務執行状況を監査し、評議員会に報告、場合によっては理事の解任を建言します。理事は、法人と第三者に対して損害賠償責任を負います。このように、「意思決定」「業務の執行」「監督」の三権を分離し、役員は義務と責任を明確にすることに求められ、運営をすることが求められます。

「業務の執行」「監督」の三権を分離し、役員は義務と責任を明確にすることに求められ、運営をすることが求められます。

また、監事の権限が今までより強められ、理事の業務執行状況を監査し、評議員会に報告、場合によっては理事の解任を建言します。理事は、法人と第三者に対して損害賠償責任を負います。このように、「意思決定」「業務の執行」「監督」の三権を分離し、役員は義務と責任を明確にすることに求められ、運営をすることが求められます。

YWCAの文化ともいえる従来の運営方法を新しい機関設計にどう乗せていくか、このあたりが一番の腕の見せ所、いや知恵の出どころになるでしょう。

日本YWCAについていえば、世界YWCAにつながる全国運動を推進する役割、そこには法人格の有無や会館・職員の有無など、さまざまな形態のYWCAが連なっているわけですが、その部分と「財団法人日本YWCA」とを区別して考える必要

種

「しかし、必要なことはただ一つだけである。」
(ルカによる福音書10章42節前半)

だれどくらべてでもなく、あなた自身の成長に期待して

マルタとマリヤの物語は、イエスをもてなすために忙しく働いていたマルタより、イエスの話に聞き入っていたマリヤの方が、イエスの目から見てより優れていたのだと受け取られがちです。しかし私の教えている女子中高生たちをみても、誰かと比較されての評価はいやなものです。主イエスは本当にそんなことを言わなかったのでしょうか。

この時代、神の話を聞く資格はもっぱら男性に限られていたこと、にもかかわらず、主イエスはマルタとマリヤを弟子として扱っておられたことをかまえるならば、この話は別の面を見せてくれます。さらに三ヶ三ヶ11章27節では、他には一番弟子のペトロしかしていない、生前のイエスを救い主に信仰告白するマルタの姿が描かれています。

イエスはマルタの中にある深い知性と信仰を員抜いておられた。時代の中で女性という役割に縛られ、持てる力を伸ばせずにいたマルタを解放し、神がマルタに与えてくださったという使命へと押し出すことこそ、あの「必要なことはただ一つだけ」ではなかったでしょうか。私たちYWCAという団体がめざすものもそこにあるような気がします。

なる部分がありますので、代議員の方はご注意ください。

夜は「第29総会期の運動展開のために」テーマ別のワークショップが計画されています。日本のYWCA2世紀目、この第29総会期の運動・活動・実りあるものとするため、何より平和を実現するために、日本YWCA、各地域YWCA、そして会員一人ひとりが何をすべきか、何ができるか、事を分けて検討する1日です。

最終日の26日は日曜礼拝の後(奨励者については交渉中)、協議IIにおいて日本YWCAビジョン案・第29総会期予算案・行事計画案が議されます。従来、全国総会に総会期予算が上程されてきましたが、公益法人会計基準の改正及び公益法人に関する法改正の結果、今回の予算案は大幅な補正を前提とした、暫

定的なものとならざるを得ないでしょう。協議IIでも触れることになると思われますが、関連税法等まだ明確になっていない事柄があるためです。その点をご承知の上でご出席いただきたく思います。

新会長による閉会礼拝で総会は終了します。

同日午後から夜まで、新中央委員会が開かれ、理事・監事が改選されます。公益法人制度改革に対応する審判行為改正等にかかわる重大な任務を負った中央委員会です。全国総会とは別ではありますが、ぜひ祈りのうちにお覚えいただきたいと思っております。

第29回全国総会準備委員長 川戸れい子

YWCAが運動を広げるためには、何に取り組もうとしているのかを多くの人たちに知ってもらうことが大切です。私たちは社会的認知度を高めるために、情報公開をし、広報のあり方を検討してきました。わかり易さという点からも、「強調点」を「運動課題・組織課題」とし、さらに「ビジョン」へと変え、これまでも掲げてきた「基本方針」という表現は、議論の末「使命」に変更しました。YWCAが何をめざしているのかを知らせ、また活動が使命と合致しているかを常に振り返ることをより大切にしていこうと考えています。形を整えることが目的ではなく、なぜそうするのかという根拠をしっかりと押さえていなければならないと思います。

常任委員を直接選挙するやり方で初めての総会期を、YWCAの使命とビジョンの両方を見つめながら活発な活動が展開できるようにしていきます。日本YWCA会長 青木恵子

YWCAの文化ともいえる従来の運営方法を新しい機関設計にどう乗せていくか、このあたりが一番の腕の見せ所、いや知恵の出どころになるでしょう。

日本YWCAについていえば、世界YWCAにつながる全国運動を推進する役割、そこには法人格の有無や会館・職員の有無など、さまざまな形態のYWCAが連なっているわけですが、その部分と「財団法人日本YWCA」とを区別して考える必要

世界総会2007のお知らせ

日程: 2007年7月1日~11日
開催地: ケニア ナイロビ
テーマ: Changing Lives, Changing Communities (生活を変革し、コミュニティを変革する)

来年7月ケニアで開催される第25回世界総会は、「生活を変革し、コミュニティを変革する」をテーマに、世界各地から1500人余の女性が集まります。日本からは代議員6名とオブザーバー17名の計約23名が出席予定で、準備を始めています。

世界総会にあわせて開催される国際女性サミット(IWS)は、HIV/AIDSへの取り組みをテーマに、YWCA関係者とともに、世界各地の女性団体の代表や女性リーダーたちも参加します。

また今回の世界総会の直前には、臨時総会が開催され、世界YWCAの会則が改正されます。これまで以上に説明責任を果たせる組織、若い女性の活躍を支える組織となるため加盟条件の変更などが議される予定です。

日本からはこの総会に、核拡散に反対する決議案「Stop Nuclear Proliferation」を提出しています。決議案提出のためには、12カ国以上のサポート(支持)を得た上で、今年7月末が提出期限でした。オアフ・ニューゼーランドYWCAをはじめ、韓国、台湾、アルゼンチンなど16カ国YWCAの支持を得て提出しました。世界総会で、各国YWCA代表に核兵器の廃絶と脱原発の必要性を訴えるための準備が必要です。また日本YWCAとして、核廃絶を訴えるワークショップも計画しています。

YWCAの地域における存在意識(「公益性」)がより高まること

YWCAの地域における存在意識(「公益性」)がより高まること

YWCAの地域における存在意識(「公益性」)がより高まること

